直監第４９号

平成３１年３月１５日付　直監告示第１３号により公表した監査の結果について、地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成３１年４月１日

直方市監査委員　　小　林　康　雄
直方市監査委員　　田　代　文　也

農業振興課　定期監査指摘事項措置状況報告

指摘項目	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了（予定）時期
文書事務について	依頼文書等の収受した文書において、受付処理がなされず、回答の際に文書番号を取得しているもの等が見受けられた。	直方市文書規程第11条第1号では「文書を受領したときは、速やかに受付印を押印し、文書番号を付し、文書整理票に記載する。」第9条第1項では「文書は常に分類整理し、必要なときに直ちに取り出せるように文書分類表及びファイル整理表に基づいた文書の分類記号及び保存年限を記載しなければならない。」とあることから、文書整理については受付時に受付印及び文書分類印を押印の上、文書番号を付して文書整理票に記載し、回答状況などについては処理状況欄に記載し整理されたい。	ご指摘のとおり、収受した文書について、受付時処理がなされないまま、回答の際に文書番号を取得しているものがありました。今後は、直方市文書規程第11条第1号及び第9条第1項の規定に基づき、適切な処理を行います。	平成31年3月29日

	照会文書に対する回答などの一連の文書が処理状況欄に整理されていないものが多々見受けられた。	直方市文書規程第21条では、「事務担当者は、事案を処理したときは、そのつど文書整理票処理状況欄にその施行経過を記入し、」とあることから、回答状況等を処理状況欄に記載するなど適正に処理されたい。	ご指摘のとおり、文書処理顛末の記載不備がありましたので、直方市文書規程第21条に基づき、適正な処理を行います。	平成31年3月29日
	農地利用集積計画関係における起案用紙を用いた起案において、２事案を１起案で起案しているものが見受けられた。	直方市文書規程第12条第1項では「文書の起案は、原則として１事案につき１起案とし、」とあり、異なる宛て名に異なる手続きを行う起案をまとめて起案することは適切でないと思われることから、起案については、２事案を１起案ずつに分けて起案するなど適正に処理されたい。	ご指摘のとおり、農地利用集積計画関係における起案用紙を用いた起案において、２事案を１起案で起案しているものがありましたので、直方市文書規程第12条第1項に基づき、適正な処理を行います。	平成31年3月29日